

令和6年

第9回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和6年11月27日(水)

伊勢原市農業委員会

【 質疑なし 】

無いようですので、次に移ります。

[議長] 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 市街化区域内にある農地について、農地以外のものにするとときは、届出をすることとされています。

比々多地区の1件について、専決により届出を受理しましたので報告します。

なお、報告第2号の1について、一般住宅として転用を行うものです。

[議長] 何か質問がございましたらお願いします。

【 質疑なし 】

無いようですので、次に移ります。

[議長] 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 市街化区域内にある農地について、土地の権利移動を伴って農地以外のものにするとときは、届出をすることとされています。

伊勢原地区で2件、成瀬地区で4件について、専決により届出を受理しましたので報告します。

報告第3号の1と3、4、5については一般個人住宅として転用を行うものです。

報告第3号の2については、集合住宅として転用を行うものです。

報告第3号の6については、平成13年頃に道路へ転用したものです。

[議長] 何か質問がございましたらお願いします。

【 質疑なし 】

無いようですので、次に移ります。

[議長] 報告第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。比々多地区で1件、成瀬地区で1件、大田地区で1件の証明願いがありました。

報告第4号の1について、対象農地は、串橋に1筆、笠窪に6筆、合計7筆、面積は3,565平方メートルです。

11月5日に事務局で現地調査を行い、水稻耕作等がなされている事を確認しています。

11月8日付けで専決処分にて証明書を発行しました。

報告第4号の2について、対象農地は、高森に13筆、合計13筆、面積は7,725.30平方メートルです。

11月11日に事務局で現地調査を行い、果樹栽培等がなされている事を確認しています。

11月13日付けで専決処分にて証明書を発行しました。
報告第4号の3について、対象農地は下谷2筆、合計2筆、面積は1,904平方メートルです。

11月11日に事務局で現地調査を行い、水稻耕作等がなされている事を確認しています。

11月13日付けで専決処分にて証明書を発行しました。

[議長] 何か質問がございましたらお願いします。

【 質疑なし 】

無いようですので、次に移ります。

[議長] 報告第5号 農地法第5条第1項ただし書き該当の届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 公共事業と一体に行う農地転用は、農地法第5条第1項ただし書きに該当し、農地転用申請は不要です。今回1件の届出がありました。

神奈川県平塚土木事務所長からの届出で、砂防指定地「渋田川」における砂防工事の仮設道路に使用するため、西富岡の1筆、面積223平方メートルを一時転用する届出です。工事期間は令和6年11月中旬から令和7年3月31日です。

[議長] 何か質問がございましたらお願いします。

【 質疑なし 】

無いようですので、次に議案に移ります。

[議長] 議案第1号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] この確認は相続税の納税猶予の20年経過の出口調査で、国税事務署の依頼により農業委員会が対象農地の利用状況を確認し、回答するものです。今回、比々多地区で1件、大田地区で4件の依頼がありました。

議案第1号の1について、対象の特例農地は神戸に15筆、串橋に1筆、合計16筆、面積9,614平方メートルです。

11月5日に事務局と地区担当委員にて現地調査を実施し、水稻、露地野菜、果樹等の作付けが確認されたことから、利用状況の区分を「自ら所有し、自ら農地として使用している」に該当するものと考えます。

議案第1号の2について、対象の特例農地は小稲葉に7筆、合計7筆、面積2,996平方メートルです。

11月8日に事務局と地区担当委員にて現地調査を実施し、水稻の作付けが確認されたことから、利用状況の区分を「自ら所有し、自ら農地として使用している」に該当するものと考えます。

議案第1号の3について、対象の特例農地は上平間に1筆、下平間に12筆、合計13筆、面積7,850平方メートルです。

11月11日に事務局と地区担当委員にて現地調査を実施し、水稻、露地野菜等の作付けが確認されたことから、利用状況の区分を「自ら所有し、自ら農地として使用している」に該当するものと考えます。

議案第1号の4について、対象の特例農地は小稲葉に17筆、合計17筆、面積7,419平方メートルです。

11月7日に事務局と地区担当委員にて現地調査を実施し、水稻、露地野菜等の作付けが確認されたことから、利用状況の区分を「自ら所有し、自ら農地として使用している」に該当するものと考えます。

議案第1号の5について、対象の特例農地は上谷に2筆、小稲葉に15筆、合計17筆、面積7,839.12平方メートルです。

11月7日に事務局と地区担当委員にて現地調査を実施し、水稻、露地野菜等の作付けが確認されたことから、利用状況の区分を「自ら所有し、自ら農地として使用している」に該当するものと考えます。

[議長] 議案第1号の1について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

[地区担当委員]
(比々多地区)

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第1号の1について、何かご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

[議長] 【 質問なし 】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第1号の1について、「原案のとおりとする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

挙手全員。よって、議案第1号の1について、「原案のとおりとする」ことといたします。

[議長] 議案第1号の2について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

[地区担当委員]
(大田地区)

[議長] 地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第1号の2について、何か質問、意見がございましたらお願いいたします。

[議長] 【 質疑なし 】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第1号の2について、「原案のとおりとする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

挙手全員。よって、議案第1号の2について、「原案のとおりとする」ことといたします。

[議長] 議案第1号の3について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

[地区担当委員]
(大田地区) 現地確認した結果、事務局からの説明のとおりであり、耕作・耕耘がされていまして。

[議長] 地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第1号の3について、何か質問、意見がございましたらお願いします。

[議長] 【 質疑なし 】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第1号の3について、「原案のとおりとする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

挙手全員。よって、議案第1号の3について、「原案のとおりとする」ことといたします。

[議長] 議案第1号の4について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

[地区担当委員]
(大田地区) 特段の支障なく水稻が行われていることを確認しました。

[議長] 地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第1号の4について、何か質問、意見がございましたらお願いいたします。

[議長] 【 質疑なし 】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第1号の4について、「原案のとおりとする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

挙手全員。よって、議案第1号の4について、「原案のとおりとする」ことといたします。

[議長] 議案第1号の5について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

[地区担当委員]
(大田地区) 水稻が行われていることや、きれいに草刈り等の管理されていることを確認しました。

[議長] 地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第1号の5について、何か質問、意見がございましたらお願いします。

[委員] 具体的状況の欄の一部に「自己管理」との記載あるが、どのような意味か。

[事務局] 農地の状況としては、確認時に作付けはされていなかったものの、自らすぐに耕作が出来る状況に管理されていることが確認出来たことから、「自己管理」と記載しました。

[議長] よろしいですか、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第1号の5について、「原案のとおりとする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

挙手全員。よって、議案第1号の5について、「原案のとおりとする」ことといたします。

[議長] 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地の権利設定又は所有権移転をしようとする場合は、農業委員会の許可が必要です。今回、高部屋地区で3件の申請がありました。

今回の3件については、譲受人が同一であること、申請地が近接していること等から共通する事項を先に説明します。

現在、譲受人世帯で畑が約120アールで露地野菜、田が約60アールで水稻を栽培し経営しています。農作業は譲受人と妻及び譲受人の経営する会社の従業員等が従事しています。現地調査の結果、申請地以外の経営農地について水稻の稲刈り跡、露地野菜の作付け、耕運管理を確認しており、経営農地は効率よく利用されていました。農機具は、トラクター、耕運機、田植機、コンバインなど栽培に必要と思われる機械類があるのを6月に直接確認しており、さらに増台したトラクターを経営農地で確認しております。

譲受人は、経営規模拡大のため有償にて所有権を移転します。

農地法第3条の3要件である「農地のすべてを効率的に利用すること」については、申請地は譲受人の経営する農地に近接しており、自宅から車で15分ほどの位置にあることから効率的に利用することが出来ると考えます。

また、「必要な農作業に常時従事すること」については、譲受人並びに妻は会社経営者並びに役員ですが、業務に必要な時間以外は農業に専従しており、申請書において常時従事とされる年間150日以上であるの記載があり、農業経験も3年ほどあります。加えて、その他の労働力も10名ほど確保しております。

最後に「周辺の農地利用に支障がないこと」については、農薬の使用方法は防除基準に従い耕作するため、影響はないものと考えます。また、地域の共同作業を行うように努めるとのことです。

それでは、各議案の概要を説明します。

議案第2号の1について、申請地は西富岡の1筆、日向の2筆、面積は1,808平方メートルです。

11月20日に事務局と地区担当委員で現地調査を行いました。

議案第2号の2について、申請地は西富岡の1筆、日向の2筆、面積は3,059平方メートルです。

11月20日に事務局と地区担当委員で現地調査を行いました。

議案第2号の3について、申請地は西富岡の2筆、面積は1,131平方メートルです。

11月20日に事務局と地区担当委員で現地調査を行いました。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第2号の1について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

[地区担当委員]
(高部屋地区) 譲受人は、他の所有する農地での実績も含めきれいに耕作されており会社経営の傍ら、農業にも熱心であることを確認しております。

問題ないと思います。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第2号の1について、何か質問ご意見がございましたらお願いします。

[議長] 【 質疑なし 】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第2号の1について、「原案のとおり許可する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議長] 【 挙手多数 】

挙手多数。よって、議案第2号の1については、「原案のとおり許可する」こととします。

[議長] 議案第2号の2について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

[地区担当委員]

(高部屋地区) 議案第2号の1で、まとめて説明したとおりです。

問題ないと思います。

[議長] 地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。

議案第2号の2について、何か質問、意見がございましたらお願いします。

[議長] 【 質疑なし 】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第2号の2について、「原案のとおり許可する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議長] 【 挙手多数 】

挙手多数。よって、議案第2号の2については、「原案のとおり許可する」こととします。

- [議長] 議案第2号の3について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。
- [地区担当委員]
(高部屋地区) 議案第2号の1で、まとめて説明したとおりであり、加えて、既に取得した農地に近接した場所であり、農地の集積となるものです。
- [議長] 地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。
議案第2号の3について、何か質問、意見がございましたらお願いします。
- [議長] 【 質疑なし 】
無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第2号の3について、「原案のとおり許可する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
- [議長] 【 挙手全員 】
挙手全員。よって、議案第2号の3については、「原案のとおり許可する」こととします。
- [議長] 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 農地に権利設定又は移転をして農地以外の物にする場合について、農業委員会の意見を求められます。今回、2件の申請がありました。
議案第3号の1について、申請地は東富岡の1筆、合計面積は1,313平方メートルで、南と西が道路、北と東は畑となっています。
譲受人の学校法人は約3,000人の医師・看護師・職員が勤務していますが、ドクターと通院患者用の駐車場が主で職員の駐車場は限られた台数のため公共交通を利用してはいますが、勤務が夜間・深夜になるため36台分の駐車場として転用申請します。
申請地の立地基準は、宅地や雑種地により分断され、農地の広がりには10ヘクタール未満であることから「その他2種農地」と判断されます。
一般基準及び個別基準についてですが、敷地は砂利敷き、周囲はネットフェンスで囲み、雨水は雨水貯留槽を設置して敷地内で処理します。
計画としては周辺農地への影響も少なく、資金計画も適切であると判断されます。なお、伊勢原市地域まちづくり推進条例は手続き中です。
手続き終了後、県知事に副申します。
議案第3号の2について、申請地は、串橋の13筆の一部で、全体面積4,333.88平方メートルのうち3,495.88平方メートルを東電鉄塔の部材取替工事に伴う工事用地のために農地を一時使用します。権利関係は、賃貸借です。
譲渡人は、比々多地区の5名・平塚市の方1名です。譲受人は、関東1都6県で送配電事業を行う会社です。神奈川北部から湘南・西湘エリアで送電鉄塔約2400基を管理しています。
対象の鉄塔は1972年に建設され、1999年に1回目の塗装工事を行いました。保全計画はシステム管理しており各鉄塔を地域特性の環

境条件のもとシュミレーションして劣化レベルを判定しています。それにより2020年度から目視にて確認する鉄塔劣化診断・部材劣化調査を実施した結果、取替対象とされた部材の取替工事を行います。

工事場所は、周辺が水田に囲まれているため、農地を進入路・作業ヤード・資材置場・休憩小屋として使用します。鉄塔は鈴川沿いに3箇所有り、同一目的の工事なので場所が離れていますが、1申請と成ります。

道路幅が6尺の未舗装農道もありますが、その場合の車両は2トン車を使用し、組立ウインチで作業します。

一番南のNo.1の工事箇所は、舗装道路から大型車の乗り入れが可能であり、25トンクレーンを使用して作業します。工事箇所は、水甲管があり暗渠が敷設されています。

工事終了後は水稻作付けに間に合うよう令和7年4月18日までに土地所有者に戻ります。

申請地の立地基準は「農振農用地」「第1種農地」ですが、必要な工事を実施するため、他の土地に代替性もないことから一時転用の申請に至りました。

一般基準及び個別基準について周囲は、ガードフェンスで囲み、敷地は養生パネルを敷き、雨水は自然浸透します。

周辺農地への影響も少なく、資金計画も適切であると判断されます。

対象地が3,000平方メートル以上なので、12月3日、県農業会議の常設審議会委員の現地調査を受け、12月18日開催の常設審議会委員に諮問を行います。そこで問題なしとなった場合に、県知事に副申します。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第3号の1について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

[地区担当委員] 現地確認したところ、雨水処理についても十分留意し設計されていることから、周辺畑地へ影響がないものと思います。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第3号の1について、何か質問、意見がございましたらお願いします。

[議長] 【 質疑なし 】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第3号の1について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議長] 【 挙手多数 】

挙手多数。よって、議案第3号の1については、「原案のとおり許可相当とする」こととします。

[議長] 議案第3号の2につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

- [地区担当委員]
(比々多地区) 東京電力の工事用用地の確保に伴う、一時転用であり、農地復元も含め、水稻作付け時期に間に合う工事完了予定であり、不利益を被ることはないと思われま。
- [議 長] 地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第3号の2について、何か質問、意見がございましたらお願いします。
- [議 長] 【 質問なし 】
無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第3号の2について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
- [議 長] 【 挙手多数 】
挙手多数。よって、議案第3号の2については、「原案のとおり許可相当とする」こととします。
- [議 長] 議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いします。
- [事 務 局] 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、農業経営基盤強化促進法第19条の規定による地域計画を定め、公告する前においては、最長で令和7年3月31日までの間、従前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができます。
同意市町村である伊勢原市が新たに農用地利用集積計画を定める場合は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、「農業委員会の決定」が必要となります。
新規設定の申出が3件ありました。
なお、決定いただける場合は、利用権始期が議案第4号の1の申出においては令和6年12月1日、議案第4号の2及び3の申出においては令和7年1月1日となります。
議案第4号の1について、善波の2筆、計1,088平方メートルの使用貸借の受け手となる者は、約5アールの規模を耕作している農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。
議案第4号の2について、見附島の3筆、計1,648平方メートルの解除条件付使用貸借の受け手となる法人は、約261アールの規模を耕作している法人であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。
議案第4号の3、見附島の1筆、958平方メートルの解除条件付使用貸借の受け手となる法人は、議案第4号の2の受け手と同じ法人となります。

[議 長] 事務局の説明が終わりましたので、審議に入ります。議案第4号について、何か質問、意見がございましたらお願いいたします。

[議 長] 【 質疑なし 】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第4号について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議 長] 【挙手全員】

挙手全員。よって、議案第4号については、「原案のとおり認める」ことといたします。

[議 長] すべての審議がおわりました。

以上を持ちまして、第9回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。

【11時10分 終了】